

全国医療福祉教育協会主催

医師事務作業補助者
実務能力認定試験

公式テキスト I

目 次

第 1 章 医療関連法規

① 医療法	3
② 医療従事者に関する法規	29
③ 保険医療機関及び保険医療養担当規則	48

第 2 章 医療保険制度等

① 医療保険制度の概要	65
② 医療保険に関する法規	69
③ 労働者災害補償保険法	75
④ 自動車損害賠償保障法	76
⑤ 公衆衛生・予防衛生に関する法規	77
⑥ 社会福祉に関する法規	85
⑦ 介護保険法	97

第 3 章 ビジネス文書

① 院内文書と院外文書	105
② ビジネスメール	114

第 1 章

医療関連法規

1 医療法

〔1〕 医療法の目的

医療機関の使命は国民の健康を守ることであり、その使命を達成するために多くの「医療関連法規」があります。その中で、医療機関を規律する根幹としての法律が「医療法」です。

医療法は、次の事項などを定めることにより、医療を受ける者の利益の保護と良質かつ適切な医療の効率的な提供体制の確保を図り、国民の健康の保持に寄与することを目的としています。

- ・ 医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項
- ・ 医療の安全を確保するために必要な事項
- ・ 医療機関などの開設や管理に関し必要な事項

〔2〕 医療法条文（抜粋）

第一条 この法律は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

第一条の二 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

第一条の三 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。

第一条の四 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、第一条の二に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

- 2 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。
- 3 医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所を退院する患者が引き続き療養を必要とする場合には、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図り、当該患者が適切な環境の下で療養を継続することができるよう配慮しなければならない。
- 5 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療技術の普及及び医療の効率的な提供に資するため、当該医療提供施設の建物又は設備を、当該医療提供施設に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手の診療、研究又は研修のために利用させるよう配慮しなければならない。

第一条の四は、インフォームド・コンセントの法的根拠となる条文です。

(※インフォームド・コンセントについては、テキストⅢ 57 ページを参照してください)

第一条の五 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

- 2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

第一条の六 この法律において、「介護老人保健施設」とは、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による介護老人保健施設をいう。

- 2 この法律において、「介護医療院」とは、介護保険法の規定による介護医療院をいう。

第三条 疾病の治療（助産を含む。）をなす場所であって、病院又は診療所でないものは、